

産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会

高圧ガス小委員会（第25回）

議事録

日時：2023年3月24日（金）10：00～11：20

場所：オンライン

出席委員：後掲

議題：

1. 開会

2. 審議事項等

- (1) 高圧ガス事故の状況について【報告】
- (2) 重大事故及び法令違反の件数【報告】
- (3) 高圧ガス保安法における新たな認定制度の詳細設計について③【審議】
- (4) 自主保安高度化事業者制度の見直しについて【審議】
- (5) 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）への調査の要請について【報告】
- (6) バルクローリーに関する地方分権提案対応について【審議】
- (7) 高圧ガス容器積載車両事故を踏まえた例示基準の見直し【審議】
- (8) 水素スタンド設備に係る技術基準の見直し【報告】
- (9) 産業保安に関する自主行動計画のフォローアップ【報告（配布のみ）】

3. 閉会

○鯉江室長　それでは、定刻となりましたので、ただいまから、第25回「高圧ガス小委員会」を開催させていただきます。本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、どうもありがとうございました。

私は、経済産業省高圧ガス保安室の鯉江でございます。

今回も、前回同様にオンラインを活用した遠隔会議の形で実施させていただくこととなりました。

それでは、発言方法について御説明させていただきます。

本日の会議はTeamsによるオンライン会議ですので、会議の配付資料につきましては、事務局から事前にお送りしたPDFの資料を御参照願います。モニターにも、説明に沿って配付資料を表示いたしますので、こちらも併せて御参照ください。

また、Teamsの使用方法について、ハウリング防止のため、御発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますよう御協力をお願いいたします。

御発言される場合、Teamsのチャット機能にて御発言意思の表示をお願いいたします。お名前、指摘する資料のページなどを投稿してください。順番に指名させていただきますので、指名があるまではミュートのままでお願いいたします。また、発言の際にはビデオをオンにいただき、御発言をお願いいたします。

事務局に連絡が必要な事態が生じましたら、Teamsのチャット機能か、あらかじめ御連絡させていただいている緊急連絡先に御遠慮なくお電話いただければと思います。

詳細は、事務局からお送りした説明資料「Teams会議の御案内」を御参照ください。

それでは、これより議事に移らせていただきます。議事進行につきましては小川委員長をお願いいたします。

○小川委員長　小川です。では、効率的に会議を進めていきたいと思っておりますので、御協力よろしくお願いします。

まず、事務局より、会議定足数の報告、委員の変更、議事の扱いの確認をお願いします。

○鯉江室長　会議の定足数の御報告をさせていただきます。

本日は、全委員10名中10名の御出席をいただいておりますので、議決権を持つ過半数以上の委員の方に出席いただいておりますので、小委員会の定足数に達していることを御報告させていただきます。

続いて、委員について変更がございましたので、御報告させていただきます。

科学ジャーナリストの東嶋和子委員及び国立大学法人横浜国立大学理事・副学長の三宅

淳巳委員におかれましては、任期満了となりました。

新たな委員といたしまして、読売新聞社東京本社論説委員の倉貫浩一様が御就任されました。倉貫様、カメラ・マイクをオンにして、一言御挨拶をお願いいたします。

○倉貫委員 読売新聞の倉貫と申します。これまでも経産省の製品安全等の審議会の議論に加わらせていただいていたまいりました。お役に立てるようにしたいと思いますので、何とぞよろしくをお願いいたします。

○鯉江室長 ありがとうございます。

それでは、引き続き議事の扱いについて御説明させていただきます。

本日の会議につきましては、YouTubeにて同時中継しておりますが、議事録につきましては、委員の方々の御確認をいただいた後に、ホームページ上に公開することとさせていただきます。

事務局からの連絡は以上でございます。

○小川委員長 ありがとうございます。それでは、議事に入りたいと思います。

令和4年度の高圧ガス事故及び重大事故及び法令違反の件数に関しまして、資料1及び2に基づき、事務局からまず説明をお願いします。

○鯉江室長 それでは、御説明させていただきます。

資料1、次のページをお願いします。これは例年御報告しているものの令和4年版の御報告ということになります。令和4年の事故件数は640件で、偶然ですが、対前年で増減なしとなっております。うち、噴出・漏えいが約9割、人身事故件数は28件、うち死者は2名、負傷者数は31名となっております。

次のページをお願いいたします。高圧ガス事故全体の件数の推移ですが、ここに書いてありますとおり、高圧ガスの事故の多くは製造事業所において発生しているという状況になっております。

次のページをお願いいたします。そこで、製造事業所だけのものを取り出したのがこのページでございます。製造事業所の種類別の事故件数の推移ですが、半数以上が冷凍事業所において発生しているということが分かると思います。冷凍事業所の事故件数の発生が17年、18年頃から増加しておりますけれども、これについては、※1、※2で一番下のほうに御説明をしておりますが、事故対象であることを明確化したとか、法の改正があったということで、報告自体がきちんとされるようになったということで、事故件数自体が増えているのではないのではないかと分析をしております。

次のページをお願いします。冷凍も含め、現象別の事故件数としては、噴出・漏えいによる事故が一番多くなっております。

次のページをお願いいたします。噴出・漏えいを除いた分析ですが、多少の増減はあるものの、同じようなトレンドで推移していると見ております。

次のページをお願いします。人身事故件数と死傷者数の推移ですけれども、先ほども御説明しましたが、人身事故件数としては28件、死傷者数としては33件、死者2名、負傷者31名ということになっております。

次のページをお願いいたします。事故の原因分析ですが、ハード面の問題としては、腐食管理不良、ソフト面では誤操作・誤判断が多い。これらは、設備の老朽化による維持管理不足、人材不足、技術伝承の問題が大きく影響していると分析しております。

次のページをお願いいたします。重大事故として、死亡事故2名の件をこちらで説明しております。左側の1. 入槽作業中の転落事故としましては、日時、2022年の4月4日、三重県のコンビナートの製造所で起きた事故でございます。事故原因としては、その他（高所からの転落）。

概要ですが、定期修理期間中の高圧ガス設備である反応器において、上部マンホール復旧前の槽内確認を終えたため、協力会社が設置していた縄梯子を使用して槽外に出ようと上昇中、約10メートルの高さから墜落した。直ちに協力会社社員、製造所課員が入槽し、救助活動を行い、約50分後槽外に搬出されたが、心肺停止の状態であり、その後、死亡が確認された。

作業員がガス設備内に入るときの危険を防止するための措置が講じられていなかったということです。

対応としては、三重県が2022年7月に県下のコンビナート事業所において適切な保護具を確実に着用するなど注意喚起を行ったところでございます。

右側の2. のLPガス容器積載車両の事故ですが、これは12月15日の審議会でも御説明しましたけれども、発生日は2022年9月28日。愛知県的高速道路において発生した事故です。事故原因としては、その他（急ブレーキによる荷崩れ）。

概要ですが、高速道路において、多数のLPガス容器を積載した車両が、走行中に前方の車両と衝突を避けるため急ブレーキをかけたところ、LPガス容器が荷崩れを起こして路上に散乱し、当該容器から漏えいしたLPガスが何らかの原因で着火して、火災が発生するとともに、容器が爆発。

この事故で、L P ガス容器を積載していた車両に加え、当該車両の前方に停車していた2台の車両が火災・爆発に巻き込まれ、炎上するとともに、これら2台の車両に乗車していた1名が死亡、2名が負傷する被害が発生したというものでございます。

これに対する対応といたしましては、2022年10月14日付で、経済産業省のほうから注意喚起をするとともに、ホームページにも掲載しているということと、後ほど御説明しますが、例示基準の見直しについても検討しているところでございます。

資料1についての御説明は以上のとおりです。

それでは、資料2お願いいたします。「重大事故及び法令違反の件数」です。これについても、昨年審議会でも御報告した内容の今年版ということになります。

次のページお願いいたします。「高圧ガス保安法における重大事故について」ということで、過去5年間、2018年から2022年まで、2件、3件、3件、5件で、2022年が2件ということで、合計15件発生しているという推移になっております。

次のページお願いいたします。「高圧ガス保安法の認定事業所における法令違反について」ということで、これも過去5年間で、2020年に1件、2021年に3件、2022年に1件、合計5件発生しているという状況でございます。

資料1、2についての説明は以上のとおりでございます。

○小川委員長 ありがとうございます。本件は報告事項ということですが、何か御質問があればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

特にございませんかね。

ありがとうございます。それでは、続きます。

○鯉江室長 近藤会長から御発言があるようです。

○小川委員長 すみません。失礼しました。近藤委員、その次に香川委員にお願いすることにしたいと思います。

近藤委員から御発言をお願いします。

○近藤委員 ありがとうございます。ただいまの資料1、2の御説明のところは報告事項でございますけれども、少し発言させていただきたいと思っております。

昨年から議論となっております定期修理中の事故の取扱いについてでございます。私は、昨年の3月31日と12月15日のこの委員会で高圧ガスが直接存在していない状態で発生した事故についても、一定の条件を満たすものは、高圧ガス保安法の法令違反の有無にかかわらず、高圧ガス事故として取り扱うべきではないかと申し上げました。

定期修理中の死亡事故は、高圧ガス事故として取り扱われているものだけでも、令和2年から3年連続で発生しているところでございます。高圧ガスが存在していなくとも、ガス設備の修理や清掃など、高圧ガス保安法で規制している行為に関連して発生した重大事故は、高圧ガスの関係者が迅速・正確に情報を把握し、再発防止につなげる必要がございます。

したがって、高圧ガス事故から人命を守るという観点から、このような事案も高圧ガス事故とするように現行の規定を見直すことが必要であり、引き続きの検討をお願いしたいと考えているところでございます。

以上です。ありがとうございました。

○小川委員長　ありがとうございました。事務局から何かコメントありますか。

○鯉江室長　近藤委員におかれましては、12月15日に2件御意見をいただいております。1件が移動中の事故ですね。これについては後ほど御説明する基準の見直しで一定の御回答ができたのではないかと考えておりますけれども、今おっしゃられた高圧ガスが直接存在していない状態で発生した事故についてはまだ検討中の状態にして、引き続き、KHK、地方自治体の方、事業者の方等とよく話し合っただけで検討を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○小川委員長　ありがとうございました。それでは、続きまして、冷凍空調学会の香川様、お願いします。

○日本冷凍空調学会　ありがとうございます。冷凍関係の事故について少しコメントさせていただきます。

鯉江様から説明がありましたように、多くの事故は冷凍の事業所で発生した漏えい関係のほうでございまして、90%以上が冷媒と言われるフロンガスの噴出・漏えいでありまして、漏えいしたほとんどのガスが不活性フロンでありますので問題ないのですけれども、温暖化対策の一環としまして、将来的には温暖化係数の少ない可燃性冷媒、いわゆる特定不活性ガス等に置き換わりますので、今後の体制と注意が必要かと思っておりますが、噴出・漏えいの主な原因は、腐食管理不良及び接合部管理不足・不良とされています。3ページ目または4ページ目のグラフを見ていただくと分かるのですけれども、ちょっと最近件数が高止まりしております。

この理由としましては、2020年にフロン排出抑制法という、これは環境問題、温暖化問

題等対策の地球温暖化対策に係る法律なのですけれども、そのフロン排出抑制法が厳格化されまして、地方自治体により立入検査等の件数が増えております。また、フロン排出抑制法に登録されます事業所の数も毎年増えているという状況です。これは冷凍空調の機器の普及が進んでいるというところから来ているものと思われま

す。いずれにしろ、こういう漏えい事故をできるだけ減らしていかなければいけないということで、関係する事業者としましては、遠隔監視、簡易検査、定期検査の充実、それから、冷媒のリーク検出システムの厳格化、それから故障検知システム、予知システムなどを立ち上げたり、それから、ユーザー等に、できるだけ新しい機器への更新をして老朽化による事故を減らそうということで働きかけをしております。

そういうことで、この後、基本制度のところでは話がありますが、冷凍空調の分野でも、遠隔監視等、IoT技術を今後利用して、先ほどありました温暖化係数の少ない冷媒を用いる際に考えられるような事故、リスクアセスメント含めて充実させて対応していきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願

いいたします。

○小川委員長 ありがとうございます。今の御発言はコメントとしていただいたということですのでよろしいですかね。

それでは、続きまして、「高圧ガス保安法における新たな認定制度の詳細設計について」ということで、資料3-1に基づき、まず事務局からの説明をいただきます。本件は審議事項として、皆様からは資料4とまとめて御意見をいただきたいと思っております。それでは、説明をお願いします。

○佐藤室長 それでは、資料3-1に基づきまして、御説明を差し上げたいと思います。

まず、右下2ページ目を御覧いただければと思います。今回の「主な審議事項と施行に向けたスケジュール」ということでございます。これまで、改正高圧法に基づく新認定制度の議論につきましては、12月15日、また2月24日の審議会高圧ガス小委員会において議論を重ねてきたところで、今回はその3回目に当たるところでございます。

今回は、これまでの議論の深掘りということで、これまで御指摘いただいたところで、事務局から修正案を御提示させていただきたいという点、また、左側に主な審議事項を水色でハイライトしてございますけれども、3点ほど今回取り上げさせていただきたいということでございます。

この後、スケジュールのところでは、この審議会の後、また事業者の方、自治体の方の説

明会を5月、10月に行わせていただくということを書かせていただいておりますが、今年12月に予定されてございます施行に向けて説明は丁寧に進めさせていただきたいということで、円滑な施行につながるよう丁寧にプロセスを進めていきたいと考えているところでございます。

それでは、次のページお願いいたします。早速今日の中身のサブスタンスの部分でございます。今日、大きく分けまして、認定制度の特例、また審査体制、最後に認定事業者向けの特例措置ということで御紹介させていただきます。

まず1つ目、認定制度の特例ということで、右下4ページ目を御覧いただければと思います。これまで、具体的な法に基づく特例措置の詳細設計について、特に前回御説明させていただいたところでございますが、その積み残しといたしまして、軽微な変更工事の範囲の拡大という論点がございます。こちらは、この水色の青枠1つ目に書かせていただいているとおり、令和3年12月の産構審保安分科会の報告書の中におきまして、軽微変更についてはその対象範囲を拡大した上で記録保存とするという方針が示されているところでございますので、この拡大の中身について検討させていただいたというところでございます。こちら、軽微変更、記録保存ということでございますので、当然事後届出とか許可、こちらに比べると危険性の低い工事が対象になるというところでございます。

具体的には、この下に①、②、③を書かせていただいておりますけれども、現在、多管円筒形熱交換器を対象としているというところでございますが、これ以外の熱交換器のチューブの取替えについてもこの軽微変更の対象に加えるということ。また、現行、フランジ継手だけが対象とされてございますが、このフランジ継手以外の継手の変更についても対象とする。また、配管・バルブ・継手の変更に伴う配管の撤去工事、こういったところにつきまして事業者の方からの御要望などを踏まえて、自治体の皆様とも意見交換した上で追加させていただきたいと考えているところでございます。

こちら、スーパー認定と新たな制度の事業者の方のみならず、現行の認定事業者、いわゆる通常認定、スーパー認定、こういった方の軽微変更の工事の対象としても加えさせていただきたいということで御紹介させていただきました。

続きまして右下6ページ目、「新たな認定制度の審査体制」というところで御紹介させていただきます。こちらは3点ほどございます。

まず、次の右下7ページ目、お願いできればと思います。こちらは前回2月24日の審議会での御指摘を踏まえた修正ということで資料を入れさせていただいております。

詳細は次の8ページ目に具体的な前回御紹介した資料を入れさせていただいてございませけれども、この冒頭に書かせていただいておりますとおり、前回、特に認定制度の関係で言うと、新たに今回導入する更新の基準というところにつきまして御指摘をいただきました。更新の基準というものは、書かせていただいております国による書面審査、ヒアリングといったところを、認定の更新の際に、こちらによって認定を認めていくという際の基準というところでございます。

その一つに、労働災害の取扱いというものを入れさせていただいてございました。この点、特に休業4日以上という労働災害の発生のところにつきまして、資料、真ん中左側に書かせていただいておりますとおり、特に産業界の方から御指摘いただいていたというところでございます。この点につきまして、事務局の考え方ということで、そのときもお話しさせていただきましたが、一応3点ほど書かせていただいておりますが、制度自体は合理的にしていくという視点がございませけれども、やはり安全確保を大前提に認定審査を厳正に行っていくというところでございます。こういったところは国会の附帯決議などからもいただいているところだということと、あと、2点目、認定更新のところは、更新時の基準というところにつきましては、認定更新が認められなくなるということではなく、まさに現地調査・審査会審査を省略するというところの考え方を示したものでございませので、その点、この現地調査・審査会審査を省略しても安全確保足り得るのかという点の基準としてそれなりのものが求められるのではないかとこのところでございます。

加えて3点目として、労安法も考慮要素の対象として御提案いただいていたということでございます。

この点を踏まえた修正案として書かせていただいておりますけれども、この休業4日以上というところにつきましては遅滞なき報告が求められているということと、あと、特に労安法の世界でいうところの認定制度であるボイラーの認定周期の制度の中でも認定要件として考慮されているということでございます。したがって、こういったところを踏まえますと、今回特に優れた事業者の方がこの現地調査・審査会審査を省略する対象にするということからすれば、例えば高压ガスの製造設備以外で発生した点につきましても対象とさせていただくということではないかということでございます。

ただ、この御指摘の中の①に書かせていただいておりますとおり、交通事故とか腰痛、躓き、こういったところは確かに必ずしも事業所の安全管理と関係がないということだと思っております。こういった希薄なものにつきましては除外させていただくということでどう

かということで、修正案として御提案させていただいているものでございます。

続きまして、右下9ページ目お願いできればと思います。こちらは審査基準の作成・公開ということでございます。これまで認定要件につきまして御審議いただいていたところでございますけれども、認定要件を踏まえて、この後、審査基準というものを作成してまいります。そのイメージとしては、この9ページ目の下に書かせていただいているとおりでございます。

認定の基準と、具体的にそれに沿って確認する書類、また評価の視点、こういったものを今後作成していきたいということでございます。また、こちらに沿って、国による審査、また国から依頼させていただく調査依頼制度に基づく事例調査が行われるということでございますので、こういったものの中で、新たな認定制度の中では審査が行われていくということでございます。

こちらの基準につきましては、今後関係される皆様の意見を参考に意見交換させていただきながら国のほうで作成させていただきたいと考えているところでございますので、この審議会の中ではこの作成する方針について御紹介させていただいているというところでございます。

続きまして、次の右下10ページ目、お願いできればと思います。具体的な審査体制、審査期間の目安ということの御紹介でございます。前回の審議会の中で特に審査会審査のところを取り上げまして、四半期単位で実施させていただきますということをお伝えさせていただきました。したがって、この認定審査というものは、1つ、四半期というところをベースに回していくということを考えてございます。

その際、具体的に、一つのタームでかかる期間がどれぐらいなのかということ、新規の場合、更新の場合ということでイメージ図を入れさせていただいてございますけれども、事業者の方が申請されてから認定取得まで、新規の場合においては4か月程度、更新の場合において現地調査・審査会審査が省略される場合は3か月程度ということを入れさせていただいてございます。

ただ、※印でも書かせていただいておりますけれども、当然、申請資料がしっかり整っている場合ということでございますので、そういったことを前提にこのスケジュール感の中でしっかり対応させていただきたいということでございます。こちらは具体的には、制度発足以降の取扱いにつきまして改めて御紹介させていただきたいと考えておりますけれども、大体こういったスケジュール感で審査が行われていくということの御紹介でございます。

す。

それでは最後、右下12ページ目でございます。これまで2回御紹介させていただきました認定事業者向けの特例措置という点につきまして、今後の進め方を御紹介させていただくスライドを入れさせていただいております。こちらに書かせていただいているとおり、これまで2回の審議の中において、特にA認定事業者の方には民間規格評価機関が妥当性を確認した規格について、その規格の中に取り入れていただくということが方針として了承されたというところでございます。

今回、資料、別紙のほうで具体的な民間規格評価機関の要件案をお配りさせていただいております。こちらは、中身はこれまで1回目と2回目の高圧ガス小委員会で御紹介した中身でございますので詳細は割愛させていただきますけれども、この要件案に従って、今後具体的に国のほうに申出があれば、その機関はこの要件に従って承認していくということが行われます。こちらは制度発足後ということでございますので、今年の12月の施行以降ということでございます。

したがって、その施行後、実際申出がございましたら、恐らく、最速、来年の今頃の高圧ガス小委員会の可能性あるかなと思ってございますけれども、具体的な民間規格評価機関の要件適合性というところをこの審議会でも御紹介させていただいて、妥当性があるということであれば、承認を経て具体的な運用が開始されていく、そういったことを想定しているということでございます。

ページの末尾になお書きで書かせていただきましたけれども、スーパー認定事業者の方も、この民間規格機関の妥当性を確認した規格というものは活用することができると考えてございますので、この点は申し添えさせていただきます。

資料3の関係の説明につきまして、私からは以上でございます。

○小川委員長　ありがとうございます。

続きまして、3-2、3-3、3-4に基づきまして、それぞれ1分程度の説明をお願いしたいと思います。最初は石油連盟から、3-2に基づきお願いします。

○石油連盟　石油連盟の染谷でございます。今日は機会を与えていただきましてありがとうございます。

次のページをお願いいたします。まず、石油連盟の加盟企業の認定事業所の取得状況ですけれども、資料のとおり、ほぼ全ての認定事業所であります。新制度においては現行のスーパー認定のA認定取得を申請予定でございますし、それ以外の通常認定もA認定取得

を検討しております。さらなる保安力の向上を目指しております。

次のページをお願いいたします。次に、新認定制度の活用事例に先立ちまして、石連の自主保安の行動計画を簡単に説明いたします。こちらに書いてありますように、業界としての定量的な目標としては、重大事故ゼロを目標に掲げております。この目標について、リスクベースド・アプローチを推進しております。このCBMを実現する手段として、新認定制度のA認定の特例の規格複線化を積極的に活用するということを今考えております。

次のページをお願いいたします。最後に保安規格の複線化の活用について紹介いたします。こちらにありますように、保安規格の複線化、これを有効に活用しようということで考えております。先進的な技術を活用して効果的なCBMを推進するというので、こちらを考えております。

具体的なメリットは、こちらでも書かせていただいておりますように、状況に合わせた科学的なアプローチを行い合理的な検査方法・時期の設定による保安の検査を実施し、主体的に潜在的なリスクを發揮するということを考えております。

活用可能となる先進的な技術としましては、こちらに書いてあるような技術を活用しようと考えております。

最後になりますけれども、現在、石連では、規格の複線制度において、規格認証の機能を有する「民間規格評価機関」設立に向けて活動中でございます。制度の施行後は、制度を活用して保安推進の向上に努めてまいります。

以上で石連からのプレゼンテーションを終わりにします。

○小川委員長　　ありがとうございました。続きまして、石油化学工業協会から、3-3に基づき御説明をお願いします。

○石油化学工業協会　石油化学工業協会保安衛生委員会委員長の吉住でございます。

当協会としましての今回の新制度の活用方針につきまして御紹介を簡単にさせていただきます。

次のスライドをお願いします。本スライドには、石化協としての産業保安の考え方についてまとめております。左上ですけれども、安全文化と安全基盤の上に保安・安全が成立しているというもので、安全管理の学会などでも使用されている考え方なのですが、特に当業界では共通課題として、設備の高経年化があり、安全基盤での配慮事項としております。さらに、当業界におきましては、2011年から2012年に発生しました3大重大保安事故での教訓から抽出された業界固有の課題としまして、保安に関する経営層の強い関与

やリスクアセスメントの充実などの4つの項目を加えて取組をしております。

次のスライドをお願いします。今回の認定制度の要件のうち、経営トップのコミットメントにつきましては、先ほどお話ししました当協会の保安に関する経営層の強い関与の一環として対応させていただきたいと思っております。

また、テクノロジーの活用につきましては、当業界の諸課題、具体的には設備の高経年化への対応としての予知保全だとか、少子高齢化という社会現象の中での保安・運転の要員の確保問題、あるいは技術伝承といったところ、さらには労働災害の低減ということにつきましても、これに対する有効な対応手段として促進していきたいと考えております。

今回の新認定制度での特例事項でございますけれども、種々の「合理化・柔軟化」事項につきまして効果的に活用することにより、保安分野におけるリソースのバランスをとって、メリハリのある保安活動により、少子高齢化や働き方改革、こういった環境の中でも、保安力の維持、さらには向上を目指したいと考えております。

最後に、当業界としましては、新制度を活用しつつ、官民協力して一層の保安力向上により、安全・安定・安心なプラントの運転に努めてまいり所存でございます。

以上でございます。ありがとうございました。

○小川委員長 ありがとうございます。最後、日本化学工業協会から、3-4に基づき説明をお願いします。

○日本化学工業協会 日本化学工業協会の尾崎と申します。

それでは、次のページを使いまして御説明を差し上げます。この図は保安力の概念を示したものでございます。今回の新制度の4本柱でありますトップのコミットメント、高度なリスク管理体制、それから、テクノロジーの活用、サイバーセキュリティ等の関連リスクへの対応というのがございますが、これは、真ん中にあります安全基盤、すなわち、工場での安全を確保するための10項目の仕組みに大きく関わっているということを示しております。

まず、真ん中にプロセス安全管理というのがありますけれども、これは2つありまして、枠組みと実行という形で分かりますけれども、枠組みのほうはトップの方針が掲げられているということで、実行に関しましてはPDCAを回していくということでございます。

これを受けまして、その下にありますトップのコミットメント、トップは責任を持って関与して、資源配分をして、テクノロジーの導入とか活用、それから、サイバーセキュリティの導入をしていくということでございます。このトップのコミットメントの上にテク

テクノロジーの活用と、その外側に柱が立って、上のほうにいきますけれども、サイバーセキュリティ等がこれを守っているという形の絵でございます。

この項目の一番左側にいきまして、工事とか保全とかありますけれども、これに関しましては、ドローンの活用とか、タブレットの導入による工事進捗の管理というものが挙げられます。当然、右のほうにいきまして、運転のほうに関しましては、各企業が一生懸命導入しておりますAI導入によって運転の安定化とか故障の予知などをして、人の支援をしているというようなものがございます。教育に関しましては、VRを活用した教育とかいうものがございます。

一番右側にいきまして、安全基盤の情報については、ヒヤリハットの言語データなどを使って、AIを活用して予知させて日常の作業管理に活用する、そういった事例がございます。

この左側にありますプロセスRA、変更管理に関しましては、ちょっと「？」がついておりますけれども、ここについてはテクノロジーの活用というのがまだ余り事例ないということでございます。

そういうのを受けまして、一番上にあります高度なリスク管理体制というものを目指していくわけですが、残念ながら、日化協の会員様は、全員が認定を取るようなことを考えているという方は少ないということでございますので、異常現象を発生させない体制の構築に寄与するのではないかと考えております。すなわち、安全・安定に工場を操業する体制につながればよいのではないかと考えております。

真ん中にあります、ちょっと縦長の箱の中にはいろいろ書いてありますけれども、日化協の教育のカリキュラム、対外的に出版したものでございます。5ゲン主義、現場・現物・現実・原理・原則が分かる人材づくりと、それからビッグデータを扱えるデータサイエンティストの両輪で保安力向上の一助になればと考えております。

以上でございます。

○小川委員長　　ありがとうございました。

さらに続きまして、自主保安高度化事業者制度の見直しに関しまして、資料4に基づき事務局からの説明をお願いします。

○佐藤室長　　それでは、資料4に基づきまして「自主保安高度化事業者制度の見直しについて」御説明させていただきます。こちらは、スライド右下4ページ目を簡単に御紹介させていただきます。

これまで法に基づく認定制度の御説明をさせていただきましたが、この自主保安高度化事業者の制度につきましては、この三角のピラミッドのオレンジの楕円を書かせていただいているところでございますけれども、まさにバッチ処理の方を対象とした制度ということでございますので、直接法に基づく認定制度とは異なるものでございますけれども、この制度につきましても、今般、見直しということを御提案させていただきたいということでございます。

それでは、スライド右下1ページ目に戻っていただければと思います。まず、制度の概要でございますけれども、今申し上げましたとおり、自主保安高度化事業者、主にバッチ処理を行う事業者の方を対象に、リスクアセスメントの実施などを条件に規制の合理化の特例措置ということで、2017年の4月から制度を運用してきたというところでございます。

ただ、こちら、3事業者の方しか現状認定されていないというところでございますので、この点、制度の見直しということも必要ではないかというところでございます。中堅事業者の方の保安レベルをどう上げていくのかというところでございます。

中身でございますけれども、認定の要件というところに、今般、寿命管理、開放検査体制及び検査記録の活用というところを追加させていただくことで、これに見合った規制の合理化内容として、開放検査周期を最大12年まで延長するというを導入させていただいてはどうかということでございます。

右下2ページ目をお願いいたします。今申し上げた点でございますけれども、全ての方にこちらを導入させていただくということについては、そこまで求めてしまうと少し、そこまで要らないよという事業者の方には過剰な対応をお願いしてしまうことになってしまう部分もございますので、一番下の点に書かせていただきますけれども、こちらについては一応オプションということで、希望しない事業者に対してはこの追加の要件の充足は求めないということでの制度の見直しということを考えてございます。

したがって、あくまでもこの機器の寿命管理・開放検査体制・検査記録の活用に関する要件を満たすことは、オプションということになりますけれども、最大12年まで開放検査周期の延長を認めるという、法の認定制度に基づく認定事業者と同等のところまで、この開放検査周期について認めるという制度の見直しを御提案させていただくというところでございます。

私からは、この資料4の説明は以上でございます。

○小川委員長　　ありがとうございました。

資料3～4についての説明をいただきましたが、本件は審議事項ということですので、御意見、御質問をいただきたいと思います。まず最初に吉川委員から御発言いただけますでしょうか。

○吉川委員 東大、吉川です。

この新制度導入によって、安全性の向上というのは、それはもう基本原則として非常に重要なことだと思っておりますけれども、一方、事業者様から見たときに、やはり何らかのメリットを示していただくというのかな、経済産業省が示すというよりも、その効果が見えるような、見せるような努力も必要かなあとと思います。それで、こういう制度を導入したときに、多分、操業率というのかな、1年当たりの運転日、休業率といったらいいのかな、逆にいうと。だから、連続操業し、あと、この認定を受けた事業所がどれぐらいの割合、率で操業しているかと。その数値がこの制度によって向上しているというところが見えると非常にインセンティブにもなるのかなあと考えた次第です。

ですので、これが経済産業省さんをお願いすればいいのか、あるいは事業所さんをお願いすればいいのか、どちらかちょっとよく分からないのですが、これを導入したことによって、やはり操業上もそのようにメリットがある、あるいは従来に比べると操業時間これぐらい向上したという数字を出していただけるような御努力をいただければよろしいかなと思った次第です。その点、御検討いただければありがたいということです。

以上です。

○小川委員長 ありがとうございます。効果が表れるのには少し時間がかかるかもしれませんが、事務局、あるいはオブザーバーの事業者の皆さんから何か御発言があれば、声を出していただければ結構ですが、いかがでしょうか。

まず事務局、お願いします。

○佐藤室長 吉川委員、ありがとうございます。今の点、実際どういう効果として出てくるのかというところはちょっとまだ判断しかねるところはありますけれども、何らかの形で、効果というものが計れば幸いと思ってございます。今回の制度との関係で、操業率に寄与するというのが直接的な因果関係として言えるのかどうかというところについては、新認定制度だけをもって操業率の工場に寄与するかという点は今必ずしも、そうだという回答を持ち得ていないため、事業者の方から、この点、制度に寄与し得るものなのかどうかという点、所感みたいなものがあればおっしゃっていただければと思います。要は、ほかの要因も、場合によって操業率という点においては関係し得るとすると、この

高圧法の制度だけをもって操業率のところをお示しするというのがどうなのかなとちょっと思ったというところでございまして、事業者の皆様から、御所感あればおっしゃっていただければと思っております。

私からは以上です。

○小川委員長　ありがとうございます。エネオスの方からお手が挙がったと思いますが。

○石油連盟　石油連盟の染谷でございます。ありがとうございます。

直接定量的な話ができるかどうかというところは分かりませんが、例えば保安の規格の複線化などにおいては、場合によってはすぐ装置を停止しなくてはならないと。それによって操業ロスみたいなものがあるものが、実は直接的な検査、高度なテストをすることによって、すぐに止めなくても、次の2か月後の定修に止めれば、で、整備をすれば間に合うというような判断をすることもできる可能性も出ておりますので、そういう点でいうと、全て今まで緊急で止めていたものが全て緊急で止めなくてもよくなる可能性も出てくると、そういうメリットはあるかなあと考えております。

一つの一例ですけれども、以上でございます。

○小川委員長　吉住様からお手が挙がったようですが。

○石油化学工業協会　この件、石化協の考え方としましても、今、染谷さんから話があったように、直接的に生産性の向上というよりも、重大事故に限らず、事故件数がどうかとか、あるいは、特に業界で見ているのが、DXとかを使って早期に異常を発見するということが非常に重要な視点かと思えます。やはりこのような新しい取組をすることによって、異常徴候がいかにか発見できたとか、そういった意味での指標等を用いまして、今回の新制度の活用によってこのように技術的に、あるいは異常徴候の発見とかが早くできるようになったということは何らか業界の中で示していきたいと思っておりますので、それがまた公表できるものであれば前向きに御説明できるようにしたいと思っております。

以上です。

○小川委員長　ありがとうございます。吉川委員、今のようなお答えでよろしいでしょうか。

○吉川委員　はい。多分、小川先生おっしゃられたとおり、実績出るまで時間はかかると思うのですが、実績が出だしたような段階でやはり今おっしゃられたようないろんな数値をお示しいただけると非常に心強いのではないかなと思った次第です。よろしく

お願いします。

○小川委員長 ありがとうございます。すみません。日本化学工業協会の方もお手が挙がったようで、最後、ちょっとコメントいただければ。

○日本化学工業協会 経済のことを考えますと、やはり産業界としましてはお客様のニーズというものを非常に指標として使っているということですね。モノが売れば稼働率は上がってくる、そういう形になるのですが、もし物すごいモノが売れていて、稼働率が100%であった場合、こういった新制度がどこに寄与するかというと、開放年数が長く取れるということなので、保守費が非常に低減できるということになります。保守費というのはその年度のコストにもろに影響するということなので、競争力が上がるという指標につながってくると考えております。

○小川委員長 ありがとうございます。効果については積極的に、制度が始まって以降御報告いただければと思います。

それでは続きまして、近藤委員から御発言をお願いします。

○近藤委員 ありがとうございます。近藤でございます。

資料3と資料4について発言させていただきます。昨年の6月の国会審議を経まして、改正高圧ガス保安法が公布された後、制度の詳細設計について短期間で方向性を取りまとめていただいたことに心から敬意を表したいと思います。

新たな制度を関係者の皆様に十分御理解いただく時間を確保するためにも、お示しいただいたように、6月頃までには関係の政省令等が公布されることが重要と考えております。

今後も私どもKHKは、国と連携して、新制度への移行が円滑に進むよう努めてまいりたいと考えております。このため、先ほど佐藤室長からの御説明にもありましたとおり、地方自治体や事業者にと丁寧な説明することが必要と考えております。私どもKHKも、国と連携して、許認可等に関する規定を通達や解説で可能な限り明確化することに全面的に協力しながら、地方公共団体が運用しやすい制度とすべく努力してまいる所存でございます。

ただいま佐藤室長からいただいた説明全体を通じて、賛成をいたします。以上です。ありがとうございます。

○小川委員長 近藤委員、ありがとうございます。コメントとさせていただきます。よろしいでしょうか。

○近藤委員 結構です。ありがとうございます。

○小川委員長　　ありがとうございました。それでは続きまして、鎌田委員、お願いします。

○鎌田委員　　ありがとうございます。消費生活相談員の鎌田でございます。新制度において厳しい認定条件をクリアーすることが必要であることはよく分かりました。日々消費生活相談現場に携わっている立場から、せっかくの機会なので、少しだけ意見を述べさせていただきます。

消費者が事業者を評価、選択するに当たって、政府公認ですとか政府承認といった肩書に左右されるという傾向があるのを強く感じております。実際、そのような単語がウェブサイトなどでもよく見られますが、実際とは異なった内容や、文言を少し変えて、その制度を悪用している事業者もおります。高圧ガス保安法が適用される事業者においては当てはまらないと思いますが、今回、スーパー認定ですとか、民間規格評価機関の承認という新しい制度がスタートするというタイミングで、また悪用されないだろうかと危惧しております。

消費者はそういった認定・承認という言葉を鵜呑みにして、実際はどうかというチェックまではなかなかしないものなので、例えば事業者さんがそういった認定、承認を受けているということをアピールする場合には、何らかの基準を設けるか、ウェブサイト上でそのマークをタップすると経産省の企業一覧に遷移するといったような仕組みをつくるなど、ぜひこの業界で先駆的な取組みをしていただけると非常にありがたいと思えました。

以上です。

○小川委員長　　ありがとうございました。事務局から御回答いただけますか。

○佐藤室長　　鎌田委員、ありがとうございます。まさにおっしゃっていただいた点は確かに大事な点だと思ってございます。現行の制度におきましても、認定されている方につきましてはホームページに、認定の都度、公表させていただいているというところがございます。また新しい制度においても同様に、多分一覧性をもって確認できるようにという御指摘だと思っておりますし、また、今画面に映ってございますけれども、新しく始まるこの民間規格評価機関の制度において妥当性を確認された規格につきまして、こちらについてもホームページで公表させていただくということも要件としてございます。

また、この高圧ガス小委員会で具体的な取込みを年に1回程度御報告いただくということも考えてございますので、ある種、公表させていただくとか、あと、透明性を持ってこういった場で議論させていただくということが、今、鎌田委員から御指摘いただいたこと

への一つの御回答になるのではないかなと考えてございますので、いただいた御指摘を念頭に、引き続きの制度設計を進めていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○小川委員長　ありがとうございます。そのほかは、チャットのほうには入っていないのですが、よろしいでしょうか。

これまでのところ、特段の御異議はないようでしたので、よろしければ事務局案のとおり進めていくということで御了承いただいたということにしたいと思えます。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、事務局はそういう形で進めていただきたいと思います。

続きまして、独立行政法人情報処理推進機構への調査要請に関しまして、資料5に基づき事務局のほうから説明をお願いします。

○佐藤室長　それでは、資料5に基づきまして、IPAへの調査の要請についてという中身について御説明させていただきます。

こちら、一枚のスライドでございますけれども、次のページお願いできればと思います。

こちらでございますけれども、一番下に改正高圧ガス保安法の条文を入れさせていただいてございます。昨年6月22日に公布されてございますこの改正高圧ガス保安法の中におきまして、経産大臣が、サイバーセキュリティに関係する重大な事態が生じ、又は生じた疑いがある場合に、IPAに対する原因究明のための調査を要請することができるという制度が具備されて思えます。こちら、対象として今想定してございますのは、これまで新制度において議論してございましたが、認定事業者の方、またもう少し広い裾野になりますけれども、第1種製造者の方を対象とするということを想定してございます。

具体的にどういったときにこの調査要請を行うのかということでイメージ図のフローを書かせていただいておりますけれども、こちらはサイバーセキュリティの事案一般ということではなく、ある種、この高圧ガス保安法の体系化でございますので、現行、事故が発生すると、法に基づきまして事業者の方から事故届出が都道府県知事を経由いたしまして経産省のほうに届くということでございます。その中で、具体的にその事故の要因として、サイバーセキュリティの関係だと、もしくはその疑いがあるということの御報告をいただいた場合において、経済産業省からIPAのほうに対しまして原因究明の調査をお願いするというところでございます。

したがいまして、この辺の具体的な詳細な制度設計というものはこれからということの点でございますけれども、調査のイメージで書かせていただいているとおり、実際、この調査依頼を行わせていただいた後、書面調査または現地調査させていただいて原因の特定に協力させていただきたいということでございますので、こういった点、具体的な進め方につきましては、IPA、また事業者の皆様と御相談の上進めさせていただきたいと考えてございます。

こちらは報告事項ということで御紹介させていただきました。私からは以上でございます。

○小川委員長 ありがとうございます。御発言のとおり、報告事項ですが、御質問がございましたらぜひお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、次へ進みたいと思います。次は「バルクローリーに関する地方分権提案対応について」及び「移動」の例示基準改正についてに関しまして、資料6と7に基づき、まず事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○鯉江室長 それでは、まず資料6について御説明させていただきます。「バルクローリーに関する地方分権提案対応について」ということです。これについては、本小委員会に先立ちまして、3月15日に液化石油ガス小委員会において御審議いただき承していただいたものと全く同様のものがございます。

次のページお願いいたします。どういうことかと申しますと、青枠の上のポツに書いてありますが、令和3年度地方分権提案において、バルクローリーの許可等について、液化石油ガス法上の許可を受けた場合には、高圧ガス法の許可を不要とすること、液化石油ガス法と高圧法の許認可を一本化されたいという提案があったというものでございます。

青枠の下に＜提案の背景＞が書いてございますけれども、バルクローリーについては、液化石油ガス法による許可と高圧法による許可の両方を受けているものがあるとか、両方の許可を個別に受ける必要があると地方自治体・事業者にとって事務的な負担がある、手数料も二重にかかってしまうというような問題があったということでございます。

次のページお願いいたします。それで検討を進めてきましたけれども、真ん中辺の表、＜現行法における許可体系＞を見ていただきたいのですが、実は許可の対象は、液化石油ガス法は充填設備という設備でございまして、高圧法は事業者になっているとか、液化石

油ガス法と高圧法のほうで法律の体系が異なっておりますので、一本化するのは困難であるという結論なのですけれども、ただし、技術基準のところを見ていただくと分かるように、技術基準自体は共通化しております。

したがって、この双方の許認可を受けるときに、片方の認可を取っている場合には、もう次の場合は技術基準の部分は審査しない等行うことによって事務の軽減をするということと、その分、料金を低減するということを考えておるといふものでございます。そのための通達改正、政令改正等を考えているということでございます。

資料6については以上です。

資料7についてお願いいたします。これは先ほど御説明いたしました愛知県の高速度道路の事故を受けて移動に係る基準を改正するという改正案でございます。右側が現行の規定、左側が改正案ということになっております。

まず、左側の2.の(2)を見ていただくと、真ん中辺に木杵、止め木、歯止めとか、このように具体的に詳細に、今回規定を直すとか、改正前だと「確実に緊縛し」というのを左側のイのところに書いてありますけれども、「荷台に固縛し」とか、より強い表現をとるといったような改正をしております。

この改正案については、KHKの御協力をいただいて、KHKの事故調査委員会における、学識経験者、業界団体の方、あと地方自治体の方ですね。それとともに、こういった移動のプロであるトラック協会の方とか、全L協の方とか、そういった方々に御審議いただいてできた提案がこれになっております。先ほど申し上げた「緊縛」を「固縛」に直すとかも、トラック協会の資料なんかを見させていただくとこういった強い表現をとっているのです、こういった表現に変えるということをやっております。

次のページお願いいたします。あと、御審議していただく中で、図がないと分かりづらいというようなコメントもいただきましたので、そういったものを例示するというような改正もしております。

次のページお願いいたします。あと、備考についてもかなり具体的に細かく記載させていただいております。(2)のところ「緩み等が生じないよう確実に行わなければならない、大小の充填容器等を混載する場合にあっては」云々というのが、「小型のものが抜けて飛び出さないように注意が必要である」云々というのがありますけれども、この部分についての全L協さんのコメントをいただいて、上のような記載をさせていただいているとか、皆様、業界団体の方、学識経験者、自治体の方にいただいた意見を反映したものとなっております。

ります。

資料7についての説明は以上のとおりです。

○小川委員長　ありがとうございます。それでは、本件は審議事項ということになっておりますので、御意見、御質問を皆様からいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

近藤委員、お手が挙がったようです。お願いします。

○近藤委員　ありがとうございます。何度も発言させていただいて、感謝申し上げます。

資料7の例示基準の見直しについて申し上げたいと思っております。私は、昨年12月15日に開催された本委員会におきまして、本日の資料1の8ページにも示されている、昨年9月に愛知県で発生した高圧ガス容器の移動中の事故の報告を受け、移動の基準の検証をすべきと申し上げたところでございます。

その後、私ども、LPガス販売事業者や学識経験者などに加えまして、運送会社の方々にも入っていただいて議論を進めていただき、おまとめいただいたことに感謝を申し上げたいと思っております。

私どもKHKは、この事故の発生翌日から、役員・職員3名を現地入りさせまして調査活動を行っているところでございます。事故を起こした車両は、ブレーキをかけた際に、荷台の前方にすき間を空けて容器を積んでいたため容器が荷崩れを起こし、容器を縛っていたベルトが切れたか外れたかして荷台で転倒し、続いて、荷台の側面から積載物が落下することを防ぐための側板、プロの間ではあおり板とも呼ばれるようですが、これが外れて容器が路上に多数転落・散乱し、漏えいしたLPガスにより爆発・火災に至ったものと推測しております。

改正案の内容は、今回の事故の要因として考えられる事項への対応といたしまして、荷台における容器の配置や木枠などによる荷ずれの防止、鯉江室長からの説明もありましたように、容器を固く縛るといので「固縛」という言葉でございますが、この固縛をするロープ等の強度、車両の側板の高さなどについて、強化や明確化が行われているところでございます。

事故の内容を踏まえたより安全な基準となっているため、この改正の方向性に賛成いたします。今後も、重大事故が発生した場合には、同様の事故が二度と起こらないよう、機動的かつ迅速に基準の検証と見直しを行っていくべきであり、私どもも全面的にしっかりと協力してまいりたいと思っております。

以上です。ありがとうございます。

○小川委員長 ありがとうございます。賛成の御意見をいただいたということですが、もし何か事務局からありましたらお願いします。よろしいですかね。

○鯉江室長 全L協の方から手が挙がっているようですが。

○小川委員長 LPガス協会でしたかね。ちょっと手が挙がるのが私のパソコン、うまく見えなくて、すみません。御発言いただければと思います。

○全国LPガス協会 ありがとうございます。全国LPガス協会専務理事の村田でございます。

ただいまの資料7の例示基準の見直しでございますが、ただいま、KHKの近藤会長からも御発言がございましたように、私ども業界といたしましても協力をいたしましてつくり上げたものでございますので、これに従って私どもも進んでいきたいと思っております。ありがとうございます。

今後の課題といたしましては、やはりこれをいかに関係者、我々荷主である事業者、それから実際の容器の運送に当たる事業者の方々、運送業者の方々含めまして関係者にいかに現場に徹底していくかということが大事だと思っておりますので、その点につきまして今後フォローアップを引き続きよろしくお願ひしたいと思っております。

いずれにいたしましても、先般の東名の事故はやはり視覚的にも大変ショッキングな内容でございましたので、私ども業界といたしましても大変重く受け止めております。したがって、今回の例示基準の見直しに沿いまして今後徹底してまいりたいと思ひます。

以上でございます。ありがとうございます。

○小川委員長 ありがとうございます。基準の改正ももちろん重要ですが、それが徹底されていくということはさらに重要なことだと思ひますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

そのほかに御発言のお手は挙がっていますでしょうか。チャットのほうにはないようですが。

○鯉江室長 神奈川県の内山課長から手が挙がっていたのですけれども。

○小川委員長 よろしくお願ひします。

○内山委員 神奈川県の内山です。発言の機会をいただきましてありがとうございます。この事故は、私ども、東名高速を持っている、近くに走っている自治体なものですから、非常に注視しておまして、早急に例示基準を定めていただきまして大変感謝しております。先ほど御指摘ありましたように、これを事業者のほうに広く普及していかなければなら

らないのが我々の務めだと思っておりますので、その点につきましては地方自治体としても、この内容につきまして賛同いたしますとともに、積極的に普及・啓発を行っていきたいと考えております。

以上です。

○小川委員長　　ありがとうございました。御賛同いただいたということだと思います。そのほか御意見、御質問はありますでしょうか。よろしいですかね。

皆様から御賛同いただいたと思いますので、本件について事務局案のとおり進めていただくとともに、事業者の皆様には、末端までこういう基準が浸透するようにぜひよろしくお願いしたいと思います。ありがとうございました。

それでは続きまして、「水素スタンド設備に係る技術基準の見直し」に関しまして、資料8に基づき事務局から説明いただきますが、本件は報告事項ですね。よろしくお願ひします。

○鯉江室長　　「水素スタンド設備に係る技術基準の見直し」でございます。本件は、別途行われている水素に関する公開の検討会で御審議いただいて御了承いただいている内容ですので、高圧ガス小委としては報告事項ということになります。

次のページお願いいたします。「水素スタンド設備に係る技術基準の見直し」です。下の図を見ていただきたいのですが、左側のものが現行のもので、右側のものが今回新たに追加するものがございます。新旧対照表ではなくて、現行のものはそのまま生きて、さらに新規のものを追加するというようなことになっております。

本件におきましても、こういった合理化を進めるに当たっては、KHKの中にきちんと検討委員会を設けていただいて御審議いただいて、保安レベルが同等であるという判断をいただいたものとなっております。

内容といたしましては、現行例示基準のほうに、一番下のほうに黄色で書かれている安全弁、圧力リリーフ弁という2つの弁がございますけれども、これも新たに追加するほうでは、バネ式安全弁というバネ式の安全弁に限るとか、あと上のほうを見ていただくと、鉛直上方へ放出に限定するとか、そういった措置をとれば同等なものとして扱えるという評価をいただいたということとか、遮断弁も、今までは蓄圧器におのおのついておりましたけれども、これについても蓄圧器ごとにまとめたところで、一番右下のところに1個つけるとか、オリフィス過流防止弁についても、こちらで1つつければ保安レベルはそれほど落ちないだろうという御検討をいただいたので、こういったものも今までの例示基準に

加えて、こういったシステムでもいいというふうに新たに追加するというものでございます。

簡単ですが、以上でございます。

○小川委員長 ありがとうございます。それでは、質問をお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○熊崎委員 横浜国立大学の熊崎です。

報告事項と承っておりますので、簡単に質問させてください。設備の合理化は非常に重要だと思いますし、また、今回、保安のレベルが変わらないということですので、よりよくなるものと期待しているところでございますけれども、環境の変化や、技術の進歩で今回の合理化に至ったということなののでしょうか。また、当初の設計でも当然リスクなどを計算されて検討されているとは思いますが、何らかの設計思想があったのではないかと思うのですけれども、それが検討会ではきちんと引き継がれている、あるいは確認された上で合理化に至ったと考えてよろしいでしょうか。

以上です。

○小川委員長 ありがとうございます。事務局からお答えできますか。

○鯉江室長 御意見ありがとうございます。そうですね。専門の委員会で、業界の方とか学識経験者もきちんと入っていただいて検討したものでして、詳細はちょっと承知しかねるのですけれども、きちんと今までの経緯も分かった上で検討されたものと理解しております。

○小川委員長 ありがとうございます。本日の出席者の中でどなたか、この件に関して関わっておられた方がいらっしゃったらぜひ御発言いただきたいのですが、いかがでしょうか。

○吉川委員 東大、吉川ですが、よろしいでしょうか。

○小川委員長 はい、よろしく申し上げます。

○吉川委員 今、熊崎委員の御質問の前半の、新しい技術を導入したからというわけではなくて、技術としては従前の技術だったのですが、これまでお認めしていなかったところを、きちんと技術的な検証ができたのでお認めしたということでした。

加えて、あと安全の思想なのですけれども、このバックグラウンドとして、リスクアセスメントを行っており、そのリスクアセスメントで評価すべきといえますか、災害の程度を示すクライテリアとしては、これまで従前のものを使わせていただいて、リスクアセス

メントを行った上で、先ほど御説明もありましたけれども、ほぼほぼ同等の安全性確保できているということでお認めしたということでした。

○小川委員長　ありがとうございます。熊崎委員、よろしいでしょうか。

○熊崎委員　御説明ありがとうございました。変更管理は事故が起こりやすいと聞いておりますので、その点を伺いました。ありがとうございました。

○小川委員長　ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

特にお手は挙がっていないのと、チャットにも入っていないようですが、本日ちょっと時間にも余裕がございますが、皆さんよろしいでしょうか。

それでは、本件、報告事項ということですが、こういう形で進めていくということであります。

それでは、本日の議題は以上なのですが、全体を通して何か御発言いただくことがありましたらお受けしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

特にございませんかね。

ありがとうございます。それでは、その他として事務局から連絡事項がありましたらお願いします。

○鯉江室長　それでは、御連絡させていただきます。

本日の議事録は、委員の皆様にご確認いただいた後に公開することを予定しております。追って事務局より確認依頼をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、本年度の小委員会は本日が最後でございます。本年度も活発な御議論をいただき、どうもありがとうございました。

事務局からは以上でございます。

○小川委員長　ありがとうございました。それでは、本日も活発な御議論をいただき、本当にありがとうございました。

以上をもちまして本日の会議は終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

—了—